

三 文政元年七月 沼田藩主土岐頼潤の間引き防止につき教戒

書〔C〕

世にあはれむ(哀)へく、にくむ(憎)へきハ、おのか生業(己)のたより(頼)とて、
うみたる子(産)をとりあけす、あまさへ(刺)、ころす(殺)ありとき(聞)しか、
いつか我か領内にも、この「悪風うつりしときく、鳥・」けもの
すら、その子(慈)をいつくし(慈)し、おのかいのちうしなふ(失)をも(忘)わす
れて、子(奪)をうはれし(奪)と「すること多くあり、いける(生)」ものはお
のつから、天の道(備)「そなはるところあるもの」なるに、人として
とり・けもの(劣)にもおとりたるハ、いかなる「ことにや、そもく
土地ハもと」公儀のものなれハ、わか「領分とても、あつかりた
てまつる」所なれハ、領内のひとは「すなはち 公のひと」思
ふなり、されハうまる(子)も、「その親のわたくしの物と」おもふ
へからず、天下の人と「思ふへし、それをおのか(生)すき」ハひの
たつき(方便)をはかりて、「ころすといふことは、其罪(罪)」からぬこと
なり、かゝる「私の心にて、な(情)さけなき」事をなすハ、天の道に「
そむく事なれハ、いつかは」天のとかめなくてハかなふまし、「い
まよりかた(戒)くいましめて、」かゝるひかことなす(御事)へからず、「よて
此後ハ領内をき(礼)」た(礼)さしめ、うまる(子)「あらは、めく(恵)ミそた
て」とらすへけれハ、よくく「この」むね(旨)を心得へきものなり

文政元年七月四日